平成２４年（フ）第１４７３号
福岡市南区横手２丁目33番26―102
債務者　夫津木憲治
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２４号
福岡県古賀市千鳥６丁目22番６号
債務者　村田精一郎
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４４号
福岡市城南区七隈３丁目16番28号
債務者　江口　賢一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０７号
福岡市早良区内野３丁目３番34号
債務者　投野　洋一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１４号
福岡市早良区弥生２丁目２番16号
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１８号
福岡県福津市福間駅東１丁目１番１―605号
債務者　小畠　久幸
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７０号
福岡市博多区千代３丁目19番１―406号新博多住宅１棟
債務者　野村　常和
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９７号
福岡市早良区野芥８丁目24番27号
債務者　柴原あゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２０号
福岡市中央区高砂１丁目21番26―601号
債務者　山田　裕一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４９号
福岡県古賀市谷山364番地１
債務者　稲垣美佐江
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１号
福岡県行橋市南大橋２丁目４番23―102号
アーバンライフ大池
債務者　柳澤　　滋
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
福岡県行橋市南大橋２丁目４番23―102号
アーバンライフ大池
債務者　柳澤　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
福岡県田川郡大任町大字大行事1787番地
債務者　合使　高志
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１０６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎192番地の21、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎192番地の１
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１４２号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和29番地13　みどりアパート西２号
債務者　松尾かおり
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９７号
岩手県北上市中野町２丁目22番35号　グレースハウス101号、前住所岩手県北上市花園町３丁目４番56号　県公舎
債務者　及川真紀子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１０１号
岩手県花巻市下北万丁目48番地１　サンリット310Ｂ201号、前住所神奈川県川崎市中原区上小田中３丁目21番22号　コーポさつき103
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３６９号
山梨県甲府市飯田５丁目17番14号
債務者　小池　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係